

SETOGIWA TIMES

発行所：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702 号 Tel: 06-6946-9505

① 親子関係の成立

「結婚の日から 200 日を経過した後、又は離婚の日から 300 日以内に生まれた子どもは夫の子どもであろう」と考える民法のきまりは、戸籍上の父と子の関係の中に実の父と子でないものが含まれることを受け入れています。

このきまりの範囲内で生まれた子どもであっても夫は「自分の子ではない」と主張することができます。母と子は「夫の子ではない」と主張できません。

夫の子ではない場合でも夫がこの訴えを起こさないと、そして夫の子ではないと認められないと子は実の父との親子関係を主張することができないのです。

① 推定されない嫡出子（ちゃくしゅつし） ???

母が結婚前に身ごもって、結婚後 200 日までに生まれた子どもは「推定されない嫡出子」と呼ばれます。早産児（22 週～36 週で出産）の場合は結婚した後身ごもって 200 日以内に生まれることがあります、それとは別の話です。

出生届は夫婦の嫡出子（婚内子）としてもよいし母の非嫡出子（婚外子）としてもよく、どちらでも受け付けられます。ここでは母が主張（選択）できる余地を残しています。



子どもが生まれたのが先で結婚が後の場合、結婚前または結婚後に父が認知すれば子どもは婚内子となることから、結婚してから 200 日までに生まれた子どもであっても「婚内子」としての届出があればその届出は認知の効力があるとされています。これは父となる人の「我が子である」という意思表示です。

結婚してから 200 日までに生まれた子どもを夫婦の婚内子と認めたくない者は、親子関係が存在しないことの確認を求める訴えを起こすことができます。

民法にきまりはありませんが、親子関係の確認を求めるとに何らかの利益がある者は誰でも訴えを起こすことができると考えられています。訴えの前に調停の申立てをしなければなりません（調停前置主義）。

結婚してから 200 日までに生まれた子は、実の父に対して認知を求めることができます。ただし実の父が自発的に子を認知することはできません。

① 推定の及ばない子???

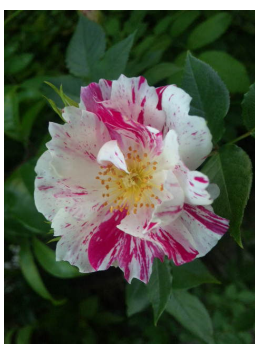
民法で定められたきまりの範囲内であるにもかかわらず夫の子ではないことが明らかな場合は、夫が「自分の子ではない」と言わなくても親子関係の確認を求めることができ、子は実の父に対して認知を求めることができます。

典型的な例は夫が長期単独海外赴任中や服役中であったとき、夫婦が事実上の離婚状態にあり別居していて離婚届のみが遅れているときなど、誰が考えても夫婦間に性交渉があり得ないケースです。

法律学者の間では、これに科学的・客観的に父と子の間に親子関係のないことが証明された場合も加えるべきだという意見、科学的・客観的判定は「家庭の平和」が失われているときに限定するべきだという意見、夫と母と子の合意があれば親子関係の確認を求めてよいという意見もあります。

① 子どもの無戸籍状態をなくす

夫婦の別居後離婚が難航する中で夫以外の男性の子を身ごもった母が、夫の戸籍に記載されるのを嫌って子どもの出生届けを出さないことがあります。



出生届けを出さないままで、夫と子の間に親子関係がないとの家庭裁判所の審判が確定すれば、離婚後婚外子として、あるいは実父と再婚後その婚内子として届出ができ、無戸籍状態は解消されます。法律学者の間からは「別居後に身ごもった子どもであることが明らかな場合は家庭裁判所の手続を経由しなくとも夫の子ではない届出を受け付けるべきだ」との主張がなされています。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com

親子関係確認の訴えは利害関係さえあれば誰でもいつでもできることから、生後 40 年以上過ぎて相続に絡んだ親子関係を争う場面が出てきたりします。